

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」 新旧対照表

目次

<p>第1章 総則</p> <p>第1条 実務ガイドの目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>第2条 共済計理人の関与・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>第3条 理事会等への報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>第4条 共済計理人の関与に関する証跡・・・・・・・・ 2</p> <p>第5条 実務ガイドの改定・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>第2章 責任準備金</p> <p>第6条 実務ガイド（責任準備金）の対象・・・・・・・・ 3</p> <p>第7条 責任準備金積立方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>第8条 責任準備金積立計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>第9条 仕組開発・改廃等に伴う責任準備金の算出方法への関与・・・・・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>第10条 仕組開発時の関与・・・・・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>第11条 仕組改廃時等の関与・・・・・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>第12条 決算時の責任準備金積立に関する事項への関与・・・・ 4</p> <p>第13条 算出方法書に従った積立てへの関与・・・・・・・・ 4</p> <p>第14条 第三分野共済の共済契約に係るストレステストへの関与・・・・・・・・・・・・・・・・ 4</p> <p>第15条 異常危険準備金の積立て又は取崩しへの関与・・・・ 5</p> <p>第16条 責任準備金積立に関するシステム開発等への関与・・・・ 5</p>	<p>第3章 支払備金</p> <p>第17条 実務ガイド（支払備金）の対象・・・・・・・・ 6</p> <p>第18条 支払備金積立方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 6</p> <p>第19条 仕組開発・改廃等に伴うIBNR備金の算出方法への関与・ 6</p> <p>第20条 決算時の支払備金積立に関する事項への関与・・・・ 6</p> <p>第21条 法令等に従った積立てへの関与・・・・・・・・・・・・ 6</p> <p>第22条 支払備金積立に関するシステム開発等への関与・・・・ 7</p> <p>第4章 未収共済掛金</p> <p>第23条 実務ガイド（未収共済掛金）の対象・・・・・・・・ 8</p> <p>第24条 未収共済掛金に関する算出方法書の記載への関与・・・・ 8</p> <p>第5章 割戻し</p> <p>第25条 実務ガイド（割戻し）の対象・・・・・・・・・・・・ 9</p> <p>第26条 割戻しの立案への関与・・・・・・・・・・・・・・・・ 9</p> <p>第27条 法令等に従った割戻準備金積立てへの関与・・・・ 9</p> <p>第28条 仕組開発・改廃等に伴う割戻しに係る算出方法への関与・・・・・・・・・・・・・・・・ 9</p> <p>第29条 割戻しに関するシステム開発等への関与・・・・ 10</p> <p>附則</p> <p>附則第1条 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11</p> <p>附則第2条 適用時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11</p>
--	---

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」 新旧対照表

(第1章 総則)

項目	『実務ガイド』(改正案)	『実務ガイド』(現行)	備考
<p>第1条 (実務ガイドの目的)</p>	<p>1. この「共済事業を行う消費生活協同組合（以下「組合」という。）における共済計理人の実務ガイド」（以下「実務ガイド」という。）は、組合における共済計理人の関与事項の内容について、一般的な組合において現在考えられる範囲や基本的な考え方を整理し、一定の客観性を持たせるとともに、共済計理人の実務の支えとなることを目的として、一般社団法人日本共済協会生活協同組合委員会（以下「生協委員会」という。）が定めたものである。ここに、「関与事項」とは、規則第191条に掲げられた共済の数理に関する事項とする。 (なお、実務ガイドにおける略称は、附則第1条に定める。)</p> <p>2. この実務ガイドは、生協委員会のもとに設置された「消費生活協同組合における共済計理人の実務指針等検討委員会」（以下「実務指針等検討委員会」という。）において、共済計理人の関与事項の実務として適切と判断されたものである。</p> <p>3. 実務ガイドは、共済計理人の関与事項に関する範囲や考え方を制限ないしは統一することを目的としたものではなく、共済計理人の判断において実務ガイドと異なる範囲や考え方に基づいて関与することを制限するものではない。</p>	<p>1. この「共済事業を行う消費生活協同組合（以下「組合」という。）における共済計理人の実務ガイド」（以下「実務ガイド」という。）は、組合における共済計理人の関与事項の内容について、一般的な組合において現在考えられる範囲や基本的な考え方を整理し、一定の客観性を持たせるとともに、共済計理人の実務の支えとなることを目的として、一般社団法人日本共済協会生活協同組合委員会（以下「生協委員会」という。）が定めたものである。ここに、「関与事項」とは、規則第191条に掲げられた共済の数理に関する事項とする。 (なお、実務ガイドにおける略称は、附則第1条に定める。)</p> <p>2. この実務ガイドは、生協委員会のもとに設置された「消費生活協同組合における共済計理人の実務指針等検討委員会」（以下「実務指針等検討委員会」という。）において、共済計理人の関与事項の実務として適切と判断されたものである。</p> <p>3. 実務ガイドは、共済計理人の関与事項に関する範囲や考え方を制限ないしは統一することを目的としたものではなく、共済計理人の判断において実務ガイドと異なる範囲や考え方に基づいて関与することを制限するものではない。</p>	
<p>第2条 (共済計理人の関与)</p>	<p>1. 共済計理人は、法令等（実務指針要領及び解説書、算出方法書、監督指針、検査マニュアル等を含む。以下同じ。）の内容を踏まえ、関与事項に関与する。特に、法令等で定められた確認業務の遂行、又は共済契約者の衡平な取扱い及び財務の健全性等の観点から踏まえ、関与事項に関与する。</p> <p>2. 共済計理人は、関与事項に関する必要な情報について、組合内会議への出席等により関連部門から適時適切に報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べる。また、共済計理人は、関与事項に関する必要な情報の報告を受けていない場合は、関連部門に対して、この報告を要請する。</p> <p>3. 共済計理人は、多岐にわたる関与事項に対し、様々な観点から関与するため、公益社団法人日本アクチュアリー会又は公益社団法人日本年金数理人会において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成する等、公益社団法人日本アクチュアリー会正会員又は公益社団法人日本年金数理人会正会員としての資質の継続的維持・向上に努める。</p>	<p>1. 共済計理人は、法令等（実務指針要領及び解説書、算出方法書、監督指針、検査マニュアル等を含む。以下同じ。）の内容を踏まえ、関与事項に関与する。特に、法令等で定められた確認業務の遂行、又は共済契約者の衡平な取扱い及び財務の健全性等の観点から踏まえ、関与事項に関与する。</p> <p>2. 共済計理人は、関与事項に関する必要な情報について、組合内会議への出席等により関連部門から適時適切に報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べる。また、共済計理人は、関与事項に関する必要な情報の報告を受けていない場合は、関連部門に対して、この報告を要請する。</p> <p>3. 共済計理人は、多岐にわたる関与事項に対し、様々な観点から関与するため、公益社団法人日本アクチュアリー会又は公益社団法人日本年金数理人会において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成する等、公益社団法人日本アクチュアリー会正会員又は公益社団法人日本年金数理人会正会員としての資質の継続的維持・向上に努める。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」 新旧対照表

項目	『実務ガイド』(改正案)	『実務ガイド』(現行)	備考
第3条 (理事会等への報告)	共済計理人は、関与事項に関して、関連部門と連絡を密にした上で、必要な場合には理事会等に対して、問題点等を報告する。また、共済計理人は、関連部門から独立していること等により相互牽制機能が確保されているかどうかに留意する。	共済計理人は、関与事項に関して、関連部門と連絡を密にした上で、必要な場合には理事会等に対して、問題点等を報告する。また、共済計理人は、関連部門から独立していること等により相互牽制機能が確保されているかどうかに留意する。	
第4条 (共済計理人の関与に関する証跡)	共済計理人が関与事項に関与するにあたって、それが組合の重要な意思決定に影響を与える場合等には、共済計理人が関与した証跡を残すことが望ましい。	共済計理人が関与事項に関与するにあたって、それが組合の重要な意思決定に影響を与える場合等には、共済計理人が関与した証跡を残すことが望ましい。	
第5条 (実務ガイドの改定)	1. 実務ガイドは、法令等の改正、会計基準の改正、共済の数理やコンピューター技術の進歩、共済事業環境の変化等に伴い、随時、必要に応じて改定を行う。 2. 前項の改定は、実務指針等検討委員会において検討されるものとする。 3. 実務ガイドが改定された場合は、必要に応じて関係先にその報告を行う。	1. 実務ガイドは、法令等の改正、会計基準の改正、共済の数理やコンピューター技術の進歩、共済事業環境の変化等に伴い、随時、必要に応じて改定を行う。 2. 前項の改定は、実務指針等検討委員会において検討されるものとする。 3. 実務ガイドが改定された場合は、必要に応じて関係先にその報告を行う。	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」 新旧対照表

(第2章 責任準備金)

項目	『実務ガイド』(改正案)	『実務ガイド』(現行)	備考
第6条 (実務ガイド(責任準備金)の対象)	実務ガイド第2章(責任準備金)の対象は、次の項目とする。 ① 責任準備金積立方針・積立計画への関与 ② 仕組開発・改廃等に伴う責任準備金の算出方法への関与 ③ 決算時の責任準備金積立に関する事項への関与 ④ その他の責任準備金に関する事項への関与	実務ガイド第2章(責任準備金)の対象は、次の項目とする。 ① 責任準備金積立方針・積立計画への関与 ② 仕組開発・改廃等に伴う責任準備金の算出方法への関与 ③ 決算時の責任準備金積立に関する事項への関与 ④ その他の責任準備金に関する事項への関与	
第7条 (責任準備金積立方針)	共済計理人は、理事会において定められる責任準備金積立方針(法令等に則り、責任準備金の積立方法及び積立水準等に関する基本的な方針を定めたもの。独立して策定されていない場合を含む。)の策定、変更及び遵守に関与する。	共済計理人は、理事会において定められる責任準備金積立方針(法令等に則り、責任準備金の積立方法及び積立水準等に関する基本的な方針を定めたもの。独立して策定されていない場合を含む。)の策定、変更及び遵守に関与する。	
第8条 (責任準備金積立計画)	1. 共済計理人は、組合が規則第179条第2項第2号に基づき、平準純共済掛金式責任準備金の積立を行わない場合、その積立計画(責任準備金積立計画)の策定、変更及び執行に関与する。 2. 共済計理人は、組合が規則第179条第3項に基づき、追加して責任準備金の積立を行う場合、その積立計画(追加責任準備金積立計画)の策定、変更及び執行に関与する。	1. 共済計理人は、組合が規則第179条第2項第2号に基づき、平準純共済掛金式責任準備金の積立を行わない場合、その積立計画(責任準備金積立計画)の策定、変更及び執行に関与する。 2. 共済計理人は、組合が規則第179条第3項に基づき、追加して責任準備金の積立を行う場合、その積立計画(追加責任準備金積立計画)の策定、変更及び執行に関与する。	
第9条 (仕組開発・改廃等に伴う責任準備金の算出方法への関与)	1. 共済計理人は、仕組開発・改廃等に伴い、算出方法書等の設定・変更を行う場合、その記載事項等に関与する。 2. 共済計理人は、財務の健全性確保及び共済契約者等の保護を図る観点から、算出方法書等の記載事項等が共済の数理に基づき合理的かつ妥当かチェックする。	1. 共済計理人は、仕組開発・改廃等に伴い、算出方法書等の設定・変更を行う場合、その記載事項等に関与する。 2. 共済計理人は、財務の健全性確保及び共済契約者等の保護を図る観点から、算出方法書等の記載事項等が共済の数理に基づき合理的かつ妥当かチェックする。	
第10条 (仕組開発時の関与)	共済計理人は、仕組開発時において、次の事項に関与する。 ① 責任準備金の積立方式及びその計算基礎率の設定 ② 収支分析(組合が収支分析を行う場合) ③ 責任準備金に関するその他の事項	共済計理人は、仕組開発時において、次の事項に関与する。 ① 責任準備金の積立方式及びその計算基礎率の設定 ② 収支分析(組合が収支分析を行う場合) ③ 責任準備金に関するその他の事項	
第11条 (仕組	1. 共済計理人は、仕組推進開始後のフォローアップに関与することが望ましい。	1. 共済計理人は、仕組推進開始後のフォローアップに関与することが望ましい。	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」 新旧対照表

項目	『実務ガイド』（改正案）	『実務ガイド』（現行）	備考
改 廃 時 等 の 関 与)	<p>2. 共済計理人は、仕組開発時の関与事項を踏まえ、仕組改廃時等における責任準備金の積立方式及びその計算基礎率の設定等に関与する。</p> <p>3. 共済計理人は、追加責任準備金の積立てに関する算出方法書等の変更に関与する。</p>	<p>2. 共済計理人は、仕組開発時の関与事項を踏まえ、仕組改廃時等における責任準備金の積立方式及びその計算基礎率の設定等に関与する。</p> <p>3. 共済計理人は、追加責任準備金の積立てに関する算出方法書等の変更に関与する。</p>	
第 12 条 (決 算 時 の 責 任 準 備 金 積 立 に 関 す る 事 項 へ の 関 与)	<p>1. 共済計理人は、決算時の責任準備金の適正性や十分性に関する確認業務を適切に行うため、決算時の責任準備金積立に関与する。</p> <p>2. 共済計理人は、決算時の責任準備金積立の確認において、告示、実務指針要領及び解説書に記載がある事項に関しては、告示、実務指針要領及び解説書に基づき、確認を行うこととする。</p> <p>3. 共済計理人は、決算時の責任準備金積立に関する事項として、決算時に組合が行う次の項目に関与する。</p> <p>① 算出方法書に従った積立て</p> <p>② 規程別表第 18 に定めるストレステスト（以下、「第三分野共済の共済契約に係るストレステスト」という。）</p> <p>③ 異常危険準備金の積立て又は取崩し</p>	<p>1. 共済計理人は、決算時の責任準備金の適正性や十分性に関する確認業務を適切に行うため、決算時の責任準備金積立に関与する。</p> <p>2. 共済計理人は、決算時の責任準備金積立の確認において、告示、実務指針要領及び解説書に記載がある事項に関しては、告示、実務指針要領及び解説書に基づき、確認を行うこととする。</p> <p>3. 共済計理人は、決算時の責任準備金積立に関する事項として、決算時に組合が行う次の項目に関与する。</p> <p>① 算出方法書に従った積立て</p> <p>② 規程別表第 18 に定めるストレステスト（以下、「第三分野共済の共済契約に係るストレステスト」という。）</p> <p>③ 異常危険準備金の積立て又は取崩し</p>	
第 13 条 (算 出 方 法 書 に 従 っ た 積 立 て へ の 関 与)	<p>1. 共済計理人は、責任準備金の計算担当部門と連絡を密にして、責任準備金積立に関する内部統制の内容を踏まえた上で、算出方法書に従った責任準備金の積立てに関与する。</p> <p>2. 共済計理人が、算出方法書に従った責任準備金の積立てへ関与する方法として、例えば次の点をチェックすることが考えられる。</p> <p>① 責任準備金レートの妥当性</p> <p>② マクロ的視点からの責任準備金の積立水準の妥当性</p> <p>③ 再共済又は再保険の重要性が高いと判断される場合における、再共済控除又は再保険控除等の妥当性</p> <p>④ その他の重要性が高いと判断される項目（責任準備金積立における対象契約の妥当性等）</p>	<p>1. 共済計理人は、責任準備金の計算担当部門と連絡を密にして、責任準備金積立に関する内部統制の内容を踏まえた上で、算出方法書に従った責任準備金の積立てに関与する。</p> <p>2. 共済計理人が、算出方法書に従った責任準備金の積立てへ関与する方法として、例えば次の点をチェックすることが考えられる。</p> <p>① 責任準備金レートの妥当性</p> <p>② マクロ的視点からの責任準備金の積立水準の妥当性</p> <p>③ 再共済又は再保険の重要性が高いと判断される場合における、再共済控除又は再保険控除等の妥当性</p> <p>④ その他の重要性が高いと判断される項目（責任準備金積立における対象契約の妥当性等）</p>	
第 14 条 (第 三 分 野 共 済 の 共 済 契 約 に 係 る ス ト レ	<p>共済計理人は、第三分野共済の共済契約に係るストレステストに関与する。</p>	<p>共済計理人は、第三分野共済の共済契約に係るストレステストに関与する。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」 新旧対照表

項目	『実務ガイド』(改正案)	『実務ガイド』(現行)	備考
ステ トへの 関与)			
第15条 (異常 危険準 備金の 積立て 又は取 崩しへ の関与)	共済計理人は、決算時の異常危険準備金の積立て又は取崩しに関与する。	共済計理人は、決算時の異常危険準備金の積立て又は取崩しに関与する。	
第16条 (責任 準備金 積立に 関する システム 開発等 への関 与)	共済計理人は、関連部門と連携して、責任準備金積立に関するシステム開発等(システム変更を含む。)に関与し、必要な場合には理事会等に対して、問題点等を報告する。	共済計理人は、関連部門と連携して、責任準備金積立に関するシステム開発等(システム変更を含む。)に関与し、必要な場合には理事会等に対して、問題点等を報告する。	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」 新旧対照表

(第3章 支払備金)

項目	『実務ガイド』(改正案)	『実務ガイド』(現行)	備考
<p>第17条 (実務ガイド(支払備金)の対象)</p>	<p>実務ガイド第3章(支払備金)の対象は、次の共済の数理に関する項目とする。</p> <p>① 支払備金積立方針への関与 ② 仕組開発・改廃等に伴うIBNR備金の算出方法への関与 ③ 決算時の支払備金積立に関する事項への関与 ④ その他の支払備金に関する事項への関与</p>	<p>実務ガイド第3章(支払備金)の対象は、次の共済の数理に関する項目とする。</p> <p>① 支払備金積立方針への関与 ② 仕組開発・改廃等に伴うIBNR備金の算出方法への関与 ③ 決算時の支払備金積立に関する事項への関与 ④ その他の支払備金に関する事項への関与</p>	
<p>第18条 (支払備金積立方針)</p>	<p>共済計理人は、理事会において定められる支払備金積立方針(法令等に則り、支払備金の積立方法及び積立水準に関する基本的な方針を定めたもの。独立して策定されていない場合を含む。)の策定、変更及び遵守に関与する。</p>	<p>共済計理人は、理事会において定められる支払備金積立方針(法令等に則り、支払備金の積立方法及び積立水準に関する基本的な方針を定めたもの。独立して策定されていない場合を含む。)の策定、変更及び遵守に関与する。</p>	
<p>第19条 (仕組開発・改廃等に伴うIBNR備金の算出方法への関与)</p>	<p>1. 共済計理人は、仕組開発・改廃等に伴い、IBNR備金の算出方法の変更(算出方法書の改定を含む。)を行う場合、その変更内容等に関与する。</p> <p>2. 共済計理人は、財務の健全性確保及び共済契約者等の保護を図る観点から、IBNR備金の算出方法が共済の数理に基づき合理的かつ妥当かチェックする。</p>	<p>1. 共済計理人は、仕組開発・改廃等に伴い、IBNR備金の算出方法の変更(算出方法書の改定を含む。)を行う場合、その変更内容等に関与する。</p> <p>2. 共済計理人は、財務の健全性確保及び共済契約者等の保護を図る観点から、IBNR備金の算出方法が共済の数理に基づき合理的かつ妥当かチェックする。</p>	
<p>第20条 (決算時の支払備金積立に関する事項への関与)</p>	<p>共済計理人は、決算時の支払備金積立に関する事項として、決算時に組合が行う法令等に従った積立てに関与する。</p>	<p>共済計理人は、決算時の支払備金積立に関する事項として、決算時に組合が行う法令等に従った積立てに関与する。</p>	
<p>第21条 (法令等に従った積立てへの関与)</p>	<p>1. 共済計理人は、支払備金の取りまとめ担当部門と連絡を密にして、支払備金積立に関する内部統制の内容を踏まえた上で、法令等に従った支払備金の積立てに関与する。</p> <p>2. 共済計理人は、組合が規程第9条第1項又は第2項に規定するIBNR備金を積み立てる場合、支払備金積立へ関与する方法として、例えば次の点をチェックすることが考えられる。</p>	<p>1. 共済計理人は、支払備金の取りまとめ担当部門と連絡を密にして、支払備金積立に関する内部統制の内容を踏まえた上で、法令等に従った支払備金の積立てに関与する。</p> <p>2. 共済計理人は、組合が規程第9条第1項に規定するIBNR備金を積み立てる場合、支払備金積立へ関与する方法として、例えば次の点をチェックすることが考えられる。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」 新旧対照表

項目	『実務ガイド』（改正案）	『実務ガイド』（現行）	備考
	<p>① マクロ的視点からの支払備金の積立水準の妥当性</p> <p>② 再共済又は再保険の重要性が高いと判断される場合における、再共済控除又は再保険控除等の妥当性</p> <p>③ その他重要性が高いと判断される項目（支払備金積立における対象契約の妥当性等）</p> <p>3. 共済計理人は、組合が規程第9条第3項に規定するIBNR備金を積み立てる場合、支払備金積立へ関与する方法として、例えば次の点をチェックすることが考えられる。</p> <p>① 計算単位の適切性</p> <p>② データ選択の適切性</p> <p>③ 見積り方法の適切性</p> <p>④ 前期のIBNR備金との整合性</p> <p>⑤ その他共済計理人が重要と判断する事項</p> <p>4. 共済計理人は、前項のチェックを行うにあたり、仕組開発部門や支払管理部門等と十分な連携を行い、関与に係る情報の入手に努める必要がある。</p>	<p>① マクロ的視点からの支払備金の積立水準の妥当性</p> <p>② 再共済又は再保険の重要性が高いと判断される場合における、再共済控除又は再保険控除等の妥当性</p> <p>③ その他重要性が高いと判断される項目（支払備金積立における対象契約の妥当性等）</p> <p>3. 共済計理人は、組合が規程第9条第2項に規定するIBNR備金を積み立てる場合、支払備金積立へ関与する方法として、例えば次の点をチェックすることが考えられる。</p> <p>① 計算単位の適切性</p> <p>② データ選択の適切性</p> <p>③ 見積り方法の適切性</p> <p>④ 前期のIBNR備金との整合性</p> <p>⑤ その他共済計理人が重要と判断する事項</p> <p>4. 共済計理人は、前項のチェックを行うにあたり、仕組開発部門や支払管理部門等と十分な連携を行い、関与に係る情報の入手に努める必要がある。</p>	<p>規程改正に伴う項数番号の変更。</p>
<p>第22条 （支払備金積立に関するシステム開発等への関与）</p>	<p>共済計理人は、関連部門と連携して、支払備金積立に関するシステム開発等（システム変更を含む。）に必要なに応じて関与し、必要な場合には理事会等に対して、問題点等を報告する。</p>	<p>共済計理人は、関連部門と連携して、支払備金積立に関するシステム開発等（システム変更を含む。）に必要なに応じて関与し、必要な場合には理事会等に対して、問題点等を報告する。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」 新旧対照表

(第4章 未収共済掛金)

項目	『実務ガイド』(改正案)	『実務ガイド』(現行)	備考
<p>第23条 (実務ガイド(未収共済掛金)の対象)</p>	<p>実務ガイド第4章(未収共済掛金)の対象は、未収共済掛金に関する算出方法書の記載への関与とする。 なお、未収共済掛金とは、規則第179条第1項各号に規定する額のうち、当該事業年度末以前において収入すべきことの確定した共済掛金を基礎とした額とする。</p>	<p>実務ガイド第4章(未収共済掛金)の対象は、未収共済掛金に関する算出方法書の記載への関与とする。 なお、未収共済掛金とは、規則第179条第1項各号に規定する額のうち、当該事業年度末以前において収入すべきことの確定した共済掛金を基礎とした額とする。</p>	
<p>第24条 (未収共済掛金に関する算出方法書の記載への関与)</p>	<p>共済計理人は、未収共済掛金に関する算出方法書の記載事項に関与する。</p>	<p>共済計理人は、未収共済掛金に関する算出方法書の記載事項に関与する。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」 新旧対照表

(第5章 割戻し)

項目	『実務ガイド』(改正案)	『実務ガイド』(現行)	備考
<p>第25条 (実務ガイド(割戻し)の対象)</p>	<p>1. 実務ガイド第5章(割戻し)の対象は、契約者割戻しの次の項目とする。 ① 割戻しの立案への関与 ② 法令等に従った割戻準備金の積立てへの関与 ③ その他割戻しに関する事項への関与 2. 共済計理人は、利用分量割戻しが行われている場合は、第25条から第29条の契約者割戻しの規定は、利用分量割戻しにおいて準用する。 (備考) 法令で共済計理人の関与事項として明示されているのは契約者割戻しのみだが、実務指針要領での整理に合わせ、利用分量割戻しについても契約者割戻しと同様の取り扱いとすることが望まれるため、実務ガイドでは関与事項として契約者割戻しと同等に取り扱う整理とする。</p>	<p>1. 実務ガイド第5章(割戻し)の対象は、契約者割戻しの次の項目とする。 ① 割戻しの立案への関与 ② 法令等に従った割戻準備金の積立てへの関与 ③ その他割戻しに関する事項への関与 2. 共済計理人は、利用分量割戻しが行われている場合は、第25条から第29条の契約者割戻しの規定は、利用分量割戻しにおいて準用する。 (備考) 法令で共済計理人の関与事項として明示されているのは契約者割戻しのみだが、実務指針要領での整理に合わせ、利用分量割戻しについても契約者割戻しと同様の取り扱いとすることが望まれるため、実務ガイドでは関与事項として契約者割戻しと同等に取り扱う整理とする。</p>	
<p>第26条 (割戻しの立案への関与)</p>	<p>共済計理人は、割戻しの公正・衡平性に関する確認業務を適切に行うため、割戻しの立案に関与する。</p>	<p>共済計理人は、割戻しの公正・衡平性に関する確認業務を適切に行うため、割戻しの立案に関与する。</p>	
<p>第27条 (法令等に従った割戻準備金積立てへの関与)</p>	<p>共済計理人は、割戻準備金の取りまとめ担当部門と連絡を密にして、割戻準備金積立に関する内部統制の内容を踏まえた上で、法令等に従った割戻準備金の積立てに関与する。</p>	<p>共済計理人は、割戻準備金の取りまとめ担当部門と連絡を密にして、割戻準備金積立に関する内部統制の内容を踏まえた上で、法令等に従った割戻準備金の積立てに関与する。</p>	
<p>第28条 (仕組開発・改廃等に伴う割戻しに係る算</p>	<p>共済計理人は、仕組開発・改廃等に伴い、割戻しに係る算出方法の変更(算出方法書の改定を含む。)を行う場合、どのような割戻方式とするか等も含め、その変更内容等に関与する。</p>	<p>共済計理人は、仕組開発・改廃等に伴い、割戻しに係る算出方法の変更(算出方法書の改定を含む。)を行う場合、どのような割戻方式とするか等も含め、その変更内容等に関与する。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」 新旧対照表

項目	『実務ガイド』(改正案)	『実務ガイド』(現行)	備考
出方法への関与)			
第29条 (割戻しに関するシステム開発等への関与)	<p>共済計理人は、関連部門と連携して、割戻しに関するシステム開発等（システム変更を含む。）に必要なに応じて関与し、必要な場合には理事会等に対して、問題点等を報告する。</p>	<p>共済計理人は、関連部門と連携して、割戻しに関するシステム開発等（システム変更を含む。）に必要なに応じて関与し、必要な場合には理事会等に対して、問題点等を報告する。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」 新旧対照表

(附則)

項目	『実務ガイド』(改正案)	『実務ガイド』(現行)	備考
<p>附則第1条 (留意事項)</p>	<p>1. 語尾に「望ましい」とあるのは、特に断りのない限り、一般的な組合に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目であるが、法令等に定めがないこと等の理由により、ほかの項目(語尾に「望ましい」とない項目)よりは重要度の低いものである。</p> <p>2. 「チェックする」との表現は、「確認する」ことを意味するものであるが、法第50条の12に定める共済計理人の確認事項に該当するものではないことを明確にするために、「チェックする」との表現を用いている。</p> <p>3. 実務ガイドにおいて用いる略称は、次のとおりとする。</p> <p>① 「法」・・・・・・・・消費生活協同組合法</p> <p>② 「規則」・・・・・・・・消費生活協同組合法施行規則</p> <p>③ 「規程」・・・・・・・・消費生活協同組合法施行規程</p> <p>④ 「告示」・・・・・・・・共済計理人の確認の基準(平成21年厚生労働省告示第445号)</p> <p>⑤ 「実務指針要領」・・・共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領</p> <p>⑥ 「解説書」・・・・・・・・共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領解説書</p> <p>⑦ 「算出方法書」・・・共済事業規約別紙「共済掛金及び責任準備金の算出方法書」</p> <p>⑧ 「監督指針」・・・・・・・・厚生労働省「共済事業向けの総合的な監督指針」</p> <p>⑨ 「検査マニュアル」・・・厚生労働省「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」</p>	<p>1. 語尾に「望ましい」とあるのは、特に断りのない限り、一般的な組合に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目であるが、法令等に定めがないこと等の理由により、ほかの項目(語尾に「望ましい」とない項目)よりは重要度の低いものである。</p> <p>2. 「チェックする」との表現は、「確認する」ことを意味するものであるが、法第50条の12に定める共済計理人の確認事項に該当するものではないことを明確にするために、「チェックする」との表現を用いている。</p> <p>3. 実務ガイドにおいて用いる略称は、次のとおりとする。</p> <p>① 「法」・・・・・・・・消費生活協同組合法</p> <p>② 「規則」・・・・・・・・消費生活協同組合法施行規則</p> <p>③ 「規程」・・・・・・・・消費生活協同組合法施行規程</p> <p>④ 「告示」・・・・・・・・共済計理人の確認の基準(平成21年厚生労働省告示第445号)</p> <p>⑤ 「実務指針要領」・・・共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領</p> <p>⑥ 「解説書」・・・・・・・・共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領解説書</p> <p>⑦ 「算出方法書」・・・共済事業規約別紙「共済掛金及び責任準備金の算出方法書」</p> <p>⑧ 「監督指針」・・・・・・・・厚生労働省「共済事業向けの総合的な監督指針」</p> <p>⑨ 「検査マニュアル」・・・厚生労働省「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」</p>	
<p>附則第2条 (適用時期)</p>	<p>1. この実務ガイドは、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から適用される。</p> <p>2. 平成27年4月の改正は、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から適用される。</p> <p>3. 2020年4月の改正は、2020年4月1日以降に開始する事業年度から適用される。</p> <p>4. 202●年●月の改正は、202●年●月●日以降に開始する事業年度から適用される。</p>	<p>1. この実務ガイドは、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から適用される。</p> <p>2. 平成27年4月の改正は、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から適用される。</p> <p>3. 2020年4月の改正は、2020年4月1日以降に開始する事業年度から適用される。</p> <p style="text-align: right;"><新 設></p>	<p>適用時期の追加。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」 新旧対照表